

令和8年2月27日
水 道 局

電子契約の対象業種・営業種目の拡大について

東京都では、事業者の利便性向上と業務負担の軽減を図るとともに、都の事務の効率化、簡素化を実現するため、電子契約を実施しています。

水道局におきましても、令和7年1月6日（月）から電子契約を実施いたしました。

このたび、令和8年4月1日（水）以後に公告等が行われる契約案件から、以下の実施組織における電子契約の対象業種・営業種目を拡大いたしますので、お知らせいたします。

1 実施時期

令和8年4月1日（水）以後に公告等が行われる契約案件から

2 実施組織

〈対象拡大〉 水道局の事業所

（給水管理事務所/水源管理事務所/支所/浄水管理事務所/建設事務所 等）

〈 継 続 〉 水道局経理部契約課 ・ 水道局多摩水道改革推進本部

3 対象業種・営業種目

別紙のとおり

※一部対象外がありますので、併せて御確認ください。

【電子契約の利用方法等】

東京都電子調達システム「電子契約サービスの導入について」

（ <https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/denshikeiyaku/index.html> ）

に掲載している事業者向けマニュアルを御覧ください。

【問合せ先】

水道局経理部契約課(契約調整担当)

直通 03-5320-6402

電子契約の実施組織及び対象業種等について【水道局】

別紙

令和8年4月1日（水）以後に公告等が行われる契約案件から、水道局の事業所における電子契約の対象業種・営業種目を、以下のとおり拡大いたします。

区分		実施組織	対象業種・営業種目
工事等	継	水道局 経理部 契約課	全業種（工事・設計等委託）
	続	水道局 多摩水道改革推進本部	
	対象拡大	水道局の事業所 (給水管理事務所/ 水源管理事務所/ 支所/ 浄水管理事務所/ 建設事務所 等)	
物品買入れ等	継	水道局 経理部 契約課	全営業種目（物品・委託等）
	続	水道局 多摩水道改革推進本部	
	対象拡大	水道局の事業所 (給水管理事務所/ 水源管理事務所/ 支所/ 浄水管理事務所/ 建設事務所 等)	

留意事項

以下については対象外となりますので、御留意ください。

- 契約書鑑、約款及び仕様書等添付文書を含めた契約書一式のデータ容量が50MBを超える案件
- 契約変更手続
- 請書により行うもの
- 1つの契約案件において契約相手が複数存在しているもの